

都 福 第 2194 号  
令和 4 年 3 月 22 日

居宅介護支援事業所 様

都城市長 池田 宜永  
( 公 印 省 略 )

都城市避難行動要支援者個別避難計画策定事業について

早春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

令和 3 年 5 月 10 日、災害対策基本法の一部が改正され、避難行動要支援者名簿登録者について、災害時の避難方法や避難支援者の情報などを記載した個別避難計画（以下「計画」という。）を作成することが市町村の努力義務となりました。

本市においては、これまで民生委員などの地域関係者協力のもと、計画の作成を進めてきたところですが、対象者の身体状況やかかりつけ医の情報など聞取りに時間を要し、策定が進んでいないのが現状です。

そこで、日頃から障害福祉サービスや介護保険サービスの利用を通して避難行動要支援者の身体状況等を把握している福祉専門職の方々に御協力いただき、計画の策定を行いたいと考えております。

つきましては、別紙事業概要を御確認いただき、計画作成への御協力をよろしくお願い致します。

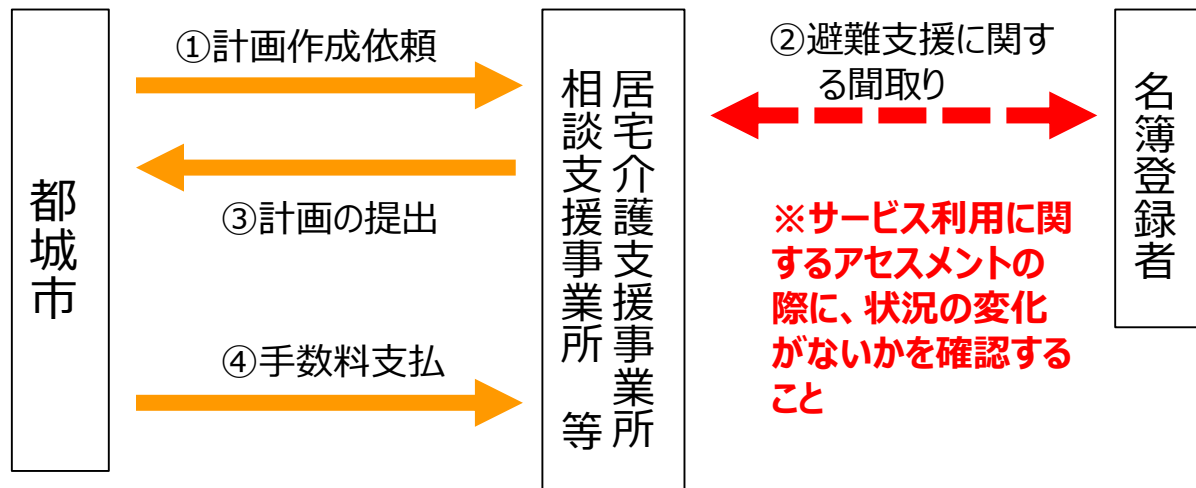
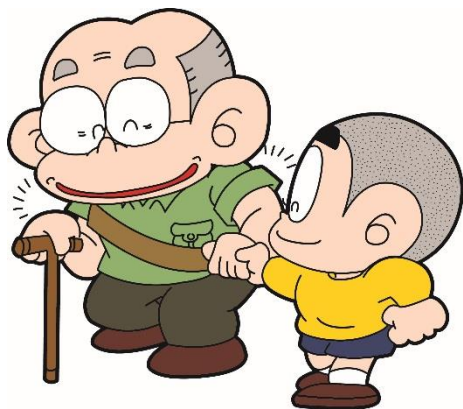
なお、具体的な作成対象者につきましては、個別に連絡をさせていただきます。

(文書取扱：福祉部福祉課地域福祉担当 上村)  
Tel (0986) 23-2980 Fax (0986) 24-1188  
Eメール fukushi@city.miyakonojo.miyazaki.jp

# 都城市避難行動要支援者個別避難計画策定事業

災害時に自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等（避難行動要支援者）に対し、日頃からサービスの利用を通じて信頼関係の取れている福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）が対象者の身体状況や基礎疾患等を「個別避難計画」として策定することで、平時・災害時の切れ目のない包括的な支援体制を構築するためのもの。

事業開始	令和4年4月1日
依頼先	市内に居住する名簿登載者を担当する福祉専門職の事業所
優先作成	<b>浸水想定区域</b> に居住する障がい者や高齢者等
手数料	<b>計画作成1件あたり7,000円</b> 計画の更新の場合も7,000円/件（大幅な変更に限る）
依頼件数	1事業所あたり <b>最大20件程度</b> ※最小で1件



都城市避難行動要支援者  
個別避難計画作成  
手引き

福祉部福祉課  
(令和4年3月)



## 目 次

### I 都城市避難行動要支援者名簿登録者の「個別避難計画」の作成業務

#### I - 1 「個別避難計画」の作成についての説明 . . . . . 2

- I - 1 - 1 「個別避難計画」作成の趣旨説明
- I - 1 - 2 「個別避難計画」作成の同意確認

#### I - 2 「個別避難計画」の作成 . . . . . 2

- I - 2 - 1 基本情報についての現状確認
- I - 2 - 2 避難支援に関する事項確認
- I - 2 - 3 避難先の確認
- I - 2 - 4 緊急時連絡先の確認
- I - 2 - 5 避難支援者の確認
- I - 2 - 6 「個別避難計画」の作成（訪問時）の留意点

### II （名簿未登録者の）「個別避難計画」の作成業務

#### II - 1 名簿への登録の意思確認 . . . . . 5

- II - 1 - 1 名簿に登録は無いが、支援が必要と思われる対象者
- II - 1 - 2 名簿に登録は無いが、支援が必要と思われる対象者への対応

### III 「個別避難計画」作成・変更後の事務

#### III - 1 「個別避難計画」の作成又は変更が完了したら . . . . . 7

- III - 1 - 1 副本の作成

#### III - 2 手数料の請求 . . . . . 7

- III - 2 - 1 「個別避難計画作成手数料請求書」の作成

#### III - 3 副本等の保管 . . . . . 7

- III - 3 - 1 「個別避難計画」の副本等の保管

### IV その他の事項

#### IV - 1 作成者の範囲 . . . . . 8

#### IV - 2 名簿の登録から除外される場合 . . . . . 8

### V F A Q（よくある質問と回答）

### VI 様式等

# はじめに

## 災害対策基本法が改正されました

平成 23 年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。また、消防職員、消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう、平成 25 年 6 月に、災害対策基本法の一部が改正されました。

- ① 災害時に一人では避難することが困難な方の名簿、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成が、市町村に義務付けられました。
- ② 避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）ご本人から同意を得られた名簿は、平常時から災害に備えて地域の避難支援の関係者に提供されることになりました。

## 名簿を活用した実効性のある避難支援の体制づくりが大切です

名簿を活用して、事前の準備を進め、災害時に一人でも多くの要支援者の生命を守ることが重要な目標です。そのためには、要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成することが大切ですが、地域との関係性が薄れている現在、介護や福祉サービスを利用する中で連携が取れている福祉専門職のみなさんのご協力がなければ、実効性のある計画を作成することは難しいと考えています。

今回、福祉専門職における個別避難計画の作成の手引きを作成しましたので、個別避難計画作成の参考にしてください。

## I 名簿登録者の「個別避難計画」の作成業務

### I - 1 「個別避難計画」の作成についての説明

#### I - 1 - 1 「個別避難計画」作成の趣旨説明

- ・次に「個別避難計画」の作成の必要性について、説明してください。
- ・「個別避難計画」とは、「大雨や台風等の災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときに、本人又は家族等が、慌てずに避難していただくために、予め避難の仕方をご自身で決めておいて、それを記載しておくもの」であることについてお伝えください。

#### I - 1 - 2 「個別避難計画」作成の同意確認

- ① 「個別避難計画」の作成に同意する場合
  - ・同意の後、本人又は家族等と「個別避難計画」の作成を行います。「I - 2 「個別避難計画」の作成」に進んでください。
- ② 「個別避難計画」の作成に同意しない場合
  - ・「個別避難計画」の作成は強制するものではありません。本人又は家族等の意向に従い、無理には作成を勧めないでください。その際は、定期的に意向の確認を行い、本人又は家族等から「個別避難計画」を作成したいという希望があった場合のみ、対応をしてください。
  - ・1年程度経過後を目途に、再度、「個別避難計画」の作成について勧奨を行ってください。
- ③ どちらでもない場合（一時保留の場合）
  - ・「少し考えてから返答する」など、本人又は家族等が判断に迷っていたら、後日に対応してください。

### I - 2 「個別避難計画」の作成

#### I - 2 - 1 基本情報についての現状確認

- ・作成者があらかじめ確認した事項を記載した「個別避難計画」を提示して、本人又は家族等からの情報との相違を確認する、という方法による確認も可とします。ただし、相違があった場合は、必ず訂正をしてください。
- ・「個別避難計画」の冒頭の確認日の欄には、「個別避難計画」の作成のために、本人の自宅に訪問した最後の日の日付を記入してください。

- ① 本人に関する基本情報の確認
  - ・本人の基本情報
    - ⇒ 「氏名」、「住所」、「生年月日」、「電話番号」、「携帯電話」、「FAX」
  - ・本人と同居の家族等の状況
    - ⇒ 同居家族等の人数を記載してください。

② かかりつけ医療機関等の確認

- ・主な疾患、障がい等

⇒ 主な疾患、障がいについて、日常的に用いている平易な表記で記入してください。

⇒ 医学的な病名、疾患名ではなく、できる限り症状や状態が分かるように記入してください。

【記入例】

「認知症」、「脳血管疾患の後遺症（障がい部分は右半身のみ）」  
「筋肉の萎縮による全身まひ」、「ひざから下の両下肢まひ」  
「重度の視力障害」、「軽度の難聴」など

- ・かかりつけの医療機関

⇒ 名称、電話番号

- ・使用している薬の種類

⇒ 薬の種類は、薬剤名、薬品名ではなく、何の治療のための薬であるかが分かるように記入してください。

【記入例】

「血圧の内服薬（降血圧剤）」、「喘息時の貼り薬」、「白内障の点眼薬」  
「糖尿病治療の薬」、「眠剤、精神安定剤」など

I - 2 - 2 避難支援に関する事項確認

- ・作成者は、本人又は家族等からの聞き取りにより、避難時に必要と思われる支援の内容について確認してください。

① 避難等の際、必要とする支援の内容（必要補助用具等）

- ・普段から使用している移動用具や医療用具についてチェックまたは記入をお願いします。

② 情報伝達での留意事項

- ・災害や避難の情報等を伝達する上で注意する事項の記入をお願いします。

【記入例】

「聴覚障害があり、メモなどによる視覚的な情報伝達が必要」など

③ 避難誘導時の留意事項

- ・自宅以外へ避難をされる場合に必要な事項の記入をお願いします。

【記入例】

「避難所の場所が分からないため誘導が必要」など



#### ④ 避難先での留意事項

- ・避難先等で必要となる対応について記入してください。

##### 【記入例】

「精神的に不安定になりやすいため、衝突などで個別スペースを設ける必要あり」など

### I - 2 - 3 緊急時の連絡先の確認

- ・緊急（災害が発生した、若しくはその恐れがある）時の連絡先欄には、以下の項目を記入してください。本人又は家族等が、記入を望まない場合は、空欄でも構いません。

- 氏名
- 関係、所属
- 住所（都道府県のみ表記、又は「同居」などの表記も可）
- 電話番号
- 携帯番号

### I - 2 - 4 避難先の確認

- ・本市の災害実情でもある「大雨と台風」の際の避難場所について確認してください。

#### ① 自宅にて在宅避難を行う場合

⇒「自宅」にチェックを入れてください。

#### ② 避難所や友人宅へ避難を行う場合

⇒「その他」にチェックを入れ、具体的な避難場所の記載をお願いします。

##### 【記入例】

「その他（○○避難所）」や「その他（兄弟姉妹宅）」など

### I - 2 - 5 避難支援者の確認

- ・「⑤.避難先」にて、その他を選択した方は避難先までの支援者の記入をお願いします。
  - ・「避難支援者」とは、災害発生時等に「個別避難計画」を作成する対象者本人又は家族等に、避難の声掛け、避難所までの誘導、移動の支援等をしていただける方のことです。同居の家族の他、自宅のご近所にお住まいの方を想定しています。
  - ・避難支援者は必ず居なければならないものではありませんので、強要することのないように、勧奨してください。
  - ・本人又は家族等から、「避難支援者」になってもらうように依頼してほしいと言われた場合は、「V FAQ（よくある質問と回答）」に従って対応してください。
- 避難支援者となっただけの方が「いる」場合
- ・支援の内容を本人又は家族等から聞き取り、記入してください。
  - ・本人又は家族等から聞き取った内容（記入する内容）について、避難支援者本人が承知しているかどうかについて、作成者が直接避難支援者に確認する、ということは不要です。

## I - 2 - 6 「個別避難計画」の作成（訪問時）の留意点

- ・「個別避難計画」の作成は義務又は強制ではありません。個別避難計画は、本人又は家族等に災害時の避難の方法を日頃から考えていただき、自ら災害に備えていただくことを目的の一つとしているものであることを、本人又は家族等に御理解いただくよう努めてください。

## II (名簿未登録者※の)「個別避難計画」の作成業務

※「名簿未登録者」とは、対象者一覧に記載されていない人（対象者一覧を受け取った後に各事業所において、新たにケアプラン作成等の契約をした人を含む）のことです。

### II - 1 名簿への登録の意思の確認

#### II - 1 - 1 名簿に登録は無いが、支援が必要と思われる対象者

- ・名簿に登録は無いが、支援が必要と思われる人とは、次の①と②に該当する人です。

##### ① 要支援者の範囲に該当しているが名簿に登録がない対象者

- ・名簿登録について知らない、書類が届いたかどうか分からない。
- ・名簿登録の書類が届いたが（内容が分からないので）返信していない、又は返信したかどうか覚えていない。

##### ② 要支援者の範囲に該当しないが支援が必要な対象者

- ・認定の申請や手帳の交付を受けていないが、それらの申請等をすれば、要支援者に該当すると思われる。
- ・家族と同居の世帯だが、実態は、ほぼ一人暮らしに該当する。
- ・同居者は居るが、同居者の支援は受けにくい、又は実際には受けられる状態にない。

#### II - 1 - 2 名簿に登録は無いが、支援が必要と思われる対象者への対応

- ・名簿には登録は無いが、支援が必要と思われる対象者に対しては、次のように対応してください。

② はじめに、本人又は家族等に「避難行動要支援者名簿について（避難行動要支援者名簿登録調査票を含む）」を提示して、要支援者の支援制度の趣旨、名簿への登録、自治会へ名簿の情報を開示する、という内容について説明をしてください。

- ③ 名簿の情報を開示することに同意する場合
- ・本人又は家族等が、要支援者の支援制度の趣旨を理解し、名簿への登録と自治会等へ名簿の情報を開示することに同意する場合は「避難行動要支援者名簿登録調査票」への記入をお願いしてください。
  - ・その後は「I - 2「個別避難計画」の作成についての説明」から、名簿登録者と同様に「個別避難計画」の説明、作成へと進んでください。
  - ・本人又は家族等に記入していただいた「避難行動要支援者名簿登録調査票」は、「個別避難計画」の提出時に、担当課へ提出してください。
- ④ 名簿の情報を開示することに同意しない場合
- ・名簿の登録は、強制するものではありません。本人又は家族等の意向に従い、無理には登録を勧めないでください。本人又は家族等が「個別避難計画」の作成をしたい旨の希望をする場合は、改めて申し出ていただくようお願いください。
  - ・名簿への登録は行うが、自治会への名簿の情報を開示することに同意しない場合は、「避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書」も記入をお願いしてください。
  - ・本人又は家族等に記載していただいた「避難行動要支援者名簿登録調査票」は「個別避難計画作成手数料請求書」の提出時に、担当課へ提出してください。
- ⑤ どちらでもない場合（一時保留の場合）
- ・「少し考えてから返答する」など、本人又は家族等が判断に迷っていたら、後日に対応してください。
  - ・本人又は家族等から返答がありましたら「避難行動要支援者名簿登録調査票」を使用して、改めて同意の確認をお願いします。

## Ⅲ 「個別避難計画」作成・変更後の事務

### Ⅲ－１ 「個別避難計画」の作成又は変更が完了したら

#### Ⅲ－１－１ 副本の作成

- ・「個別避難計画作成申出書兼同意書」の副本（複製のことです。コピーで構いません。）を、それぞれ２部ずつ（本人又は家族等使用と作成者保管用）作成してください。

### Ⅲ－２ 手数料の請求

#### Ⅲ－２－１ 「個別避難計画作成手数料請求書」の作成

- ・作成者（又は受託事業所）は、「個別避難計画作成手数料請求書」に必要事項を記入し、担当課に手数料を請求してください。
- ・「個別避難計画作成手数料請求書」は、窓口又は郵送で提出してください。
- ・「個別避難計画作成手数料請求書」には、次の事項を記入してください。
  - 作成者が所属する法人名、法人の住所、法人の代表者名、事業所名、社判
  - 請求額

### Ⅲ－３ 副本等の保管

#### Ⅲ－３－１ 「個別避難計画」の副本等の保管

- ・副本は、次のとおり適切な場所で厳重に保管してください。

#### ② 作成者（受託事業所内）保管用

- ・「個別避難計画」（副本）は、受託事業所内において、災害時等にすぐに確認できる方法で保管してください。
- ・「個別避難計画」等の保管の期間は、「個別避難計画」を作成した者が、名簿登録者でなくなった年度の翌年度から５年間とします。
- ・保管の期間を経過したときは、各事業所において適正に文書廃棄をしてください。

## IV その他の事項

### IV-1 作成者の範囲

- ・「個別避難計画」の作成者は、「都城市避難行動要支援者個別避難計画策定事業に関する事務処理要領」第2条に定める事業所に所属する専門職等が作成してください。

### IV-2 名簿の登録から除外される場合

- ・名簿の登録から除外される場合とは、次のとおりです。名簿の登録から除外されると「個別避難計画」を作成する対象者ではなくなります。
  - 市外に転出した場合
  - 施設に入所した場合
  - 死亡した場合
- ・作成者は、対象者が施設に入所することになった場合のみ、担当課へその旨報告してください。
- ・名簿の登録から除外された後の受託事業所における「個別避難計画」の副本及び「重要事項説明書」の副本等の保管の期間は、「Ⅲ-3 副本等の保管」のとおりとします。
- ・本人又は家族等が保管している副本については、作成者による回収は不要です。

## V FAQ（よくある質問と回答）

※別添（災害時避難行動要支援者個別避難計画作成に関するQ&A）をご参照ください。

## VI 様式等

- ・この業務で使用する様式等は、次のとおりです。必要に応じて使用してください。
  - 都城市避難行動要支援者名簿について
  - 避難行動要支援者名簿登録調査票（様式第4号）
  - 個別避難計画作成申出書兼同意書（様式第5号）
  - 個別避難計画作成手数料請求書（別記様式）

## FAQ（よくある質問と回答）

<b>1-1 避難行動要支援者名簿はどのようなものですか。また、名簿と個別避難計画の関係性を教えてください。</b>
<p>「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大震災などの災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者をあらかじめ登録しておく名簿です。</p> <p>平成25年の災害対策基本法の改正において、この名簿の作成が市町村に義務づけられると共に、要支援者本人や家族の同意を得た上で、平常時から避難支援関係者である警察・消防・民生委員・自主防災組織等に名簿の情報を提供することができるようになりました。また、名簿情報は、災害時の避難支援や、安否確認等に活用することができます。</p> <p>個別避難計画は、名簿を活用した避難支援をより実効性のあるものとするため、具体的な避難支援の内容や方法を平常時から話し合い、記録しておくものです。</p>
<b>1-2 「個別避難計画を作成したら必ず助けてもらえるのですか」と要支援者から聞かれた場合は、どのように回答すればいいですか。</b>
<p>災害時の避難行動の支援は、地域の「共助」の精神を基礎にして成り立っています。災害時は、避難支援者自身や家族などの安全が前提であり、被災状況により避難支援者からの支援を受けることが困難な状況も考えられます。</p> <p>そのため、災害時の避難行動の支援が必ず受けられることを保証するものではありません。また、避難支援者は、避難行動要支援者を助けられなかったとしても、法的な責任を負うものではありません。</p>
<b>1-3 災害時には必ず避難所へ避難しないといけないのですか。</b>
<p>大規模な自然災害などが発生した際に倒壊や浸水、土砂崩れ等の危険のない安全が確保されている住居であれば、在宅での避難でも問題ありません。</p>
<b>1-4 避難支援者になると必ず支援しなければならないのでしょうか。</b>
<p>避難支援は、災害時に避難支援者自身や家族の安全を確保した上で可能な範囲で実施していただくものです。</p>
<b>1-5 「避難支援」とはどの程度まで行わなければならないのですか。</b>
<p>避難支援は、まず要支援者やその家族に連絡し、安否確認や情報伝達をしてください。併せて、可能な範囲において、要支援者と一緒に避難していただきたいと考えております。</p>

1-6 「薬の種類」を記載する欄が小さく、聞き取った薬名などが書ききれない。それでも詳細に記載したほうがよいのか。

「薬の種類」の記載欄に記載する内容は、例えば「高血圧剤」、「糖尿病の薬」など、「何の治療に用いる薬であるか」を記載してください。

1-7 個別避難計画は、必ず作成しなければならないのか。

必ず作成しなければならないものではありません。あくまでも、ご本人ご家族等の任意で作成するもので、強制するものではありません。

## 個別避難計画作成申出書兼同意書

私は災害が発生した場合に避難支援や安否確認を必要とするので、都城市要配慮者避難支援プランに基づき個別避難計画作成することを希望します。

また、個別避難計画の内容については、市、避難支援等関係者及び避難支援者の避難支援に関する機関で共有することに同意します。

記入年月日	令和4年3月20日	代理人欄			
氏名 〔本人署名 又は記名押印〕	都城 太郎	氏名	都城 一郎	登録者との関係	ケアマネジャー
		電話番号			

※本人が署名できない場合は、代理人が記入し、代理人欄も記入してください。

## ① 登録者（避難行動要支援者名簿）

フリガナ	ミヤコノジョウ タロウ	利用者番号	999999
氏名	都城 太郎	生年月日	昭和10年4月5日
住所	都城市姫城町6街区21号		
(現住所)	同上		
電話番号	0986(23)2980	携帯電話	
FAX	0986(24)1188	メール	
世帯構成(本人含む)	2人	危険区域	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> その他( )

〔該当する項目へチェック又は、必要とする支援などを記入してください〕

避難等の際 必要とする 支援の内容 (必要補助 用具等)	(移動用具) <input type="checkbox"/> 杖 <input checked="" type="checkbox"/> 車椅子
	(医療用具) <input type="checkbox"/> 在宅酸素
情報伝達での留意事項	<input type="checkbox"/> 耳がとおい <input type="checkbox"/> メモなどによる視覚的な情報伝達 <input type="checkbox"/> 短い言葉で分かりやすい説明
避難誘導時の留意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 足が不自由なため移動に介助が必要
避難先での留意事項	<input type="checkbox"/> 環境の変化が苦手で精神的に不安定になりやすい



# 記入例

## ② 要支援者の状況

1	かかりつけの医療機関 ( 都城〇〇病院 )		電話 : 0700-12-3450
	治療中の疾患	脳梗塞、高血圧	携行医薬品等 血圧を下げる薬
2	かかりつけの医療機関 ( )		電話 :
	治療中の疾患		携行医薬品等
居宅介護支援事業所		〇〇センター	電話 : ケアマネ ( 高崎 花子 )
担当民生委員		〇〇民生委員	自治公民館 〇〇自治 公民館
家屋の状況		普段いる部屋 :	玄関入ってすぐの居間
		寝室の位置 :	玄関入って右の部屋
		構造等 :	木造平屋

## ③ 緊急時の連絡先

1	氏名 <small>(団体名及び代表者)</small>	都城 花子	関係・所属	子
	住所	都城市花繰町〇〇-〇	電話番号	
			携帯番号	090-1234-5678
2	氏名 <small>(団体名及び代表者)</small>	高城 一郎	関係・所属	子
	住所	都城市高城町穂満坊〇〇-〇	電話番号	
			携帯番号	080-1111-2222

## ④ 水害・台風時の避難先

水害時	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 自宅外 ( )
台風時	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 自宅外 ( )

## ⑤ 避難支援者

災害時に支援してもらえる方を、その方の同意を得てから記入してください

情報伝達者	氏名 <small>(団体名及び代表者)</small>		関係・所属	
	住所		電話番号	
			携帯番号	
情報伝達者	氏名 <small>(団体名及び代表者)</small>		関係・所属	
	住所		電話番号	
			携帯番号	
避難誘導員	氏名 <small>(団体名及び代表者)</small>		関係・所属	
	住所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;避難支援者について&gt;</p> <p>◎水害・台風時の避難先について、自宅以外をチェックした場合は、その際の避難誘導員の聞き取りをお願いします。</p> </div>		
氏名 <small>(団体名及び代表者)</small>				
避難誘導員	住所		携帯番号	

## 都城市避難行動要支援者個別避難計画策定事業に関する事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、市に居住する避難行動要支援者の個別避難計画（以下「計画」という。）の新規作成及び変更（以下「作成等」という。）を介護支援専門員又は相談支援専門員等（以下「福祉専門職」という。）が行った場合に、市が支払う手数料の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

### (支払対象者)

第2条 手数料は、前条に規定する福祉専門職が所属する次の各号のいずれかの事業者に対し支払うものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

### (手数料の額)

第3条 計画の作成等に係る手数料の額は、1件当たり7,000円とする。

2 前項に規定する手数料の額には、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

### (請求手続)

第4条 計画の作成等に係る手数料の支払を受けようとする事業者は、個別避難計画作成手数料請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

### (手数料の返還)

第5条 市長は、虚偽その他不正な手段により計画作成に係る手数料の支払を受けた事業者があるときは、既に支払った額の全部又は一部の返還を当該事業者に命ずることができる。

### (個人情報の守秘義務)

第6条 事業の実施を通じて知り得た個人情報については、他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

住 所  
法 人 名  
代 表 者  
事 業 所 名  
印

個別避難計画作成手数料請求書（〇月分）

下記のとおり、個別避難計画作成手数料として請求します。

記

1 請求金額

作成手数料	件数	計（作成手数料×件数）
初回作成 7,000円/件	件	円
変更作成 7,000円/件	件	円
合計		円

2 支払方法

口座振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	